

大阪市大規模小売店舗立地審議会

平成23年6月24日(金)

大阪産業創造館 6階A・B会議室

開 会 午前10時3分

司会（中西課長代理） ただいまから、大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、何かとお忙しい中、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私、本日の司会を務めさせていただきます、経済局小売市場担当課長代理の中西でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本審議会の委員数は9名でございますが、現在7名のご出席でございますので、審議会規則第7条第2項の規定により、本審議会が有効に成立してありますことをご報告申し上げます。

本日の審議会は、大店立地法に基づき届出がありました新設案件2件についてご審議をお願いいたします。

続きまして、配付資料についてです。

(配付資料確認)

司会 それでは、加藤会長、議事進行をよろしく願いいたします。

加藤会長 おはようございます。朝早くからどうもご苦労さまです。さっそく始めたいと思います。本日ご審議いただきますのは、先ほど事務局から説明がありましたように、新設案件2件です。議事の進め方としましては、次第に従いまして審議案件をお諮りしたいと考えています。

まず、議事①「(仮称)ジョーシン南津守店」の新設に関する届出内容等につきまして、事務局から説明よろしく願いしたいと思います。

事務局 おはようございます。大阪市経済局商業立地担当課長の篠原でございます。

では、「(仮称)ジョーシン南津守店」の新設についてご説明申し上げます。

本件は、西成区南津守5丁目1-1ほかの、地下鉄四ツ橋線北加賀屋駅から800mのところに、家電量販店及びホームセンターを設置するとして届出があったものでございます。

店舗面積の合計は6,264㎡で、設置者は上新電機株式会社、小売業を行う者は上新電機株式会社及びコーナン商事株式会社でございます。

用途地域は工業地域、平成22年12月24日に届出がございまして、大規模小売店舗の新設予定日は平成23年8月25日となっております。

前方スクリーンは敷地周辺の写真でございます。敷地南側から北方向を撮った写真でございます。

次に、敷地北東側から南西方向を向いて撮った写真でございます。

次に、敷地北西側から南東方向に向かって撮った写真でございます。

次に、施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図でご説明申し上げます。

まず、駐車場ですが、建物1階東及び南側に113台、自動二輪車用として2台が設置されております。また、建物屋上階に185台、合計300台設置されております。

次に、駐輪場は、建物1階に173台、原付用といたしましては59台、合計で232台設置されております。

次に、荷さばき施設について、建物1階北西側に158㎡、廃棄物保管施設は、同じく建物1階の北西側に設けられておりまして、保管容量は合計28.8㎡でございます。

各施設一覧につきましてはご覧のとおりでございます。

次に、施設の運営方法に関する事項でございます。小売店舗の開閉店時刻につきましては、上新電機株式会社につきましては午前9時から午後9時まで、コーナン商事株式会社につきましては午前6時から午後9時までとなっております。

来客の皆様の駐車場利用時間帯につきましては午前5時30分から午後9時30分となっております。

駐車場の自動車出入口につきましては、敷地1階の南西側、南東側及び北東側に合計で3カ所設けられております。

この自動車出入口の周辺状況は、次のとおりでございます。まず敷地南西側の駐車場出入口付近の写真でございます。赤色の線が入庫方向、青色の線が出庫方向、左折イン、左折アウトの形になっております。

次の写真、敷地南東側の駐車場出入口付近の写真でございます。左折イン、左折アウトの形になっております。

次に、敷地北東側の駐車場の出入口付近の写真でございます。今工事中のところがございますが、スロープを上がると屋上階となります。左折インで入りましてスロープを上がる、スロープを下りて左折アウトで幹線道路から抜けるという構造になってございます。

荷さばきを行うことができる時間帯は、午前6時から午後9時までとなっております。

次に、届出書の添付書類の概要についてご説明申し上げます。

上新電機株式会社における主として販売する物品は、家庭電化製品でございまして、コーナン商事株式会社における主として販売する物品は、住宅補修用品、家庭日用品、建築資材及び工具関連品等でございます。

建物は地上2階建てとなっており、店舗面積につきましては、1階部分に2,380㎡、2階部分は3,884㎡、さらに屋上階は駐車場の部分でございます。

駐車場における必要駐車台数についてご説明させていただきます。まず、当店舗における各値から、指針に基づく必要駐車台数を求めますと334台となります。

これに対しまして、届出書では、小売業者のコーナン商事株式会社に対する必要駐車台数につきまして、店舗面積に比して1日に来店する客数が極端に少ない特性を有する特別の事情があるとして、コーナン枚方野村店及びコーナン生野店を既存類似店といたしまして、同店舗の駐車場利用実績を面積比率倍いたしました必要駐車台数を算出しております。この算出によりますと、下枠の説明に書いております、全体で284台が必要駐車台数となっておりまして、これに対して設置台数は298台としております。

また、来客の自動車の来退店経路についてでございます。来店経路は、南方面、北方面から主要幹線を通りまして、左折入庫で駐車場に入ります。退店経路は各3カ所の出入口から左折出庫し、南北の主要幹線に流れるという経路が設定されています。

続いて、騒音関係をご説明させていただきます。

施設に設置されます空調室外機及び換気扇の一部の稼働時間は、午前6時から午後9時まで、換気扇の稼働時間は24時間となっております。各予測地点における昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果につきましては、今、右側に出ているところでございます。いずれも環境基準を満たす結果となっております。次に、夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果でございます。ご覧のように、いずれも規制基準を満たす結果となっております。次に、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果ですが、右の表にございますように、すべて規制基準を満たす結果となっております。

続いて、廃棄物関係で、1日当たりの予測排出量が、一般廃棄物4.2㎡、再生利用対象物1.8㎡、合わせて6.0㎡に対しまして、保管容量の合計が28.8㎡となっておりまして、十分な保管容量を確保しています。

最後になりますが、本届出に関する大店立地法第7条に基づく住民等説明会、届出書の縦覧及び住民等意見書の状況について、ご説明申しあげます。

住民等説明会は、平成23年2月15日に開催されまして、平成23年1月14日から平成23年5月16日までの4カ月間、届出書の縦覧及び意見書の受付を行いましたところ、意見書の提出はなかったところでございます。

なお、本届出につきましては、本市関係局等で構成いたします「大規模小売店舗立地法連

絡会議」におきまして、駐車需要などの交通関係、騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や「指針」を踏まえた対応と配慮がなされておることを確認いたしまして、市意見案につきましては「意見なし」との取りまとめを行っておりますが、付帯意見案といたしまして、今出ている内容ですが、1つ目といたしまして、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。

2つ目といたしまして、当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適正な対応に努めること。

3つ目といたしましては、交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。

4つ目としまして、騒音レベルの予測において、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって、事業の実施にあたっては、周辺的生活環境の悪化防止等について、より一層の配慮を行うことが望ましい。との取りまとめを行っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

加藤会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

高橋委員 騒音の予測地点E地点において、なぜ予測高さを1.2メートルに設定したのかを教えてくださいませんか。あとこのあたりのスロープの様子もどうなってるんですか。スロープで上がると1.2mというのは高さが下になってしまうはずですね。

事務局 予測地点Eに関する周辺の状況についてご説明します。まず予測地点Eの建物については事業所になっておりまして、前方スクリーンの右手にある、スロープの横の建物が、その事業所になります。隣接している建物ということで、等価騒音レベルの予測についての予測地点と、敷地境界における予測地点、それぞれが近接している状況になっております。

高橋委員 事業所は道路を隔てた向かい側なんですか

事務局 道路はございませんので。敷地の隣ということですよ。スロープの下は建物内で、前方のスクリーンでご覧いただくと、バックスペースのところメインになっています。スロープが屋上の駐車場へ続いている計画になっています。

高橋委員 スロープの下も出入りができるということですか。

事務局 スロープの下は出入りできません。入口、出口はございません。

高橋委員 1.2メートルという高さは？

事務局 1.2メートルという高さについては、騒音の予測方法において、基本的には住居等の保全対象に対して予測することにはなっていて、事業所についても将来住居を建てた場合を考えて予測対象としています。住居であれば高さ方向を設定して予測はできるのですが、事業所に対しては高さを設定せずに、1階レベルということで1.2メートルという高さで統一をさせていただいております。

高橋委員 気になったのは、予測の根拠が一番騒音の影響を受けると書いてあるのですが、スロープで回り込んで、音が小さくなってる可能性があるんですね。そのへんがどうなっているのか、全然わからないので。スロープの影響を加味して予測されたのか、あるいはスロープをなしにして各騒音源からの距離に基づき算出されたのか。そこを教えてくださいな。

事務局 等価騒音レベルに関する予測については、自動車走行音についても予測の範囲に含めておまして、その走行音についてはスロープのところを通るような形で騒音発生源の設定をさせていただいております。

高橋委員 ちょっとわかりづらい話です。スロープがこう入ってきて、このへんで測っている感覚ですよ。

加藤会長 スロープが邪魔して、音が小さくなっちゃっているんですね、今の予測によると、スロープも含めて、回り込んでいるやつも計算されているわけですね。

事務局 自動車走行音について、走行する軌跡に対して連続する点において騒音発生源を設定しているのですが、騒音発生源の高さはもちろんスロープが上がることによって、高さが上がっていきます。ただ、それに対して、予測地点は1.2メートルのままですので、高さ方向としてずれてくることにはなりません。これに対して、建屋を障害物と考え各予測地点に対する音の回り込みを回折として考慮し、回折減衰として予測結果へ反映しております。

高橋委員 はい。わかりました。

加藤委員 ほかにご質問ございませんか。

塚本会長代理 これはこの場に限った話ではない一般的な質問ですが、駐車台数を求めるときに、特別の事情に基づく必要台数という計算式があるのですが、これは届出者の側から要求してくるんですか？それとも、判断する時点でこれについては、例えばホームセンターの考え方を適用するんだと、そういう考えでやってるんでしょうか。ご都合主義的に減らしているわけじゃないですよ。

事務局 基本的には指針のほうで必要駐車台数の算出がございまして、それをお守りいただいているところではあるのですが、今回、用途地域が工業地域でありということで、大阪市の場合は自動車分担率60%ということで、かなり高めにはとっております。今回、設置者から計画を提示いただいた際に、指針のほうで例外的に特別の事情ということで、家具店及びホームセンターを例示いただきまして、その上でそれに対する算出については、既存の類似店舗における実績で必要駐車台数を求めるという方法もあり得るという指針の記載もありますので、今回提示をいただいた必要駐車台数算出に対して、既存類似店舗の必要駐車台数で満たしているといったところで、お届けをいただいております。

塚本会長代理 そういう特別な事情に基づいてという基準があるのは、まあいいんですけど。それに従って出てきて、あと、付帯意見なんていうのもありましたけれども、交通の事情によって、例えば渋滞ですとか、過小評価のために渋滞ができたとか、そういうチェックも含めてのことだと思いますが。特段そういう配慮というのは、個別の事情に基づいて必要駐車台数を判断しているんだから、それに基づいて事後的な検証も、特別それを重視した形でやるとか、そういう対応はこれに基づいてやられるのでしょうか。それとも、扱いは一回数字出してしまうと、同じなんですか。

事務局 今回、届出をいただいた台数で回答をいただいた後に、もし駐車場使用台数が足りない場合は、付帯意見案にもありますとおり、開店後の状況に応じて、もちろん指針をお守りいただくことを前提で、周辺的生活環境の保持のために、道路の混雑や駐車場足りないといったことがございましたら、設置者のほうで十分ご配慮いただき、例えば臨時駐車場の設置するなどの具体的な対応をいただきたいと思います。

塚本会長代理 もう一つ質問ですけど、先ほど写真を見てますと、メインの道路のほうに中央分離帯がないんですね。右折入庫はもちろん禁止してるところですけど、実情はこの手の店ができる大抵右折入庫があるのですが。例えば中央分離帯のところポールを立てるとか、そういう対応はここではされるんですか。

事務局 ただいま塚本会長代理からご指摘がございましたとおり、店舗の東側、新たにお筋の道路ですが、こちらにつきましては中央分離帯がない道路になっておりまして、物理的には右折入庫が可能な状況になっております。

出入口については、東側に2カ所設けられていますが、そちらに対して、南東の出入口につきましては、右折レーンがかかっているということもございまして、設置者でポストコーンの設置をいただく予定になっております。北東の出入口につきましては、ポストコーンの

設置がない状況ではあるのですが、出入口付近に右折禁止看板を設置をいただきまして、右折入庫をなるべく避けていただくという形の呼びかけを行っていただくということで、届出書のほうには記載いただいております。

塚本会長代理 わかりました。ありがとうございました。

難波委員 事前説明のときにもお尋ねしたので確認ですが、南西側の出入口2と、北東側の出入口3は尼崎堺線で車両の交通量が多い幹線に面しているところで、入口・出口がわりと近距離にあることについてお尋ねいたしましたところ、通常は出入口2のほうで、出入口2の駐車場が満車になった場合は出入口3に誘導するという事前説明を受けましたが、それで間違いございませんか。

事務局 難波委員からのご質問に回答させていただきます。まずは、スロープの入口付近のところに、ゲートが設置されておりまして、北東の出入口からの入庫・出庫車両と、南東からの出入口から入庫いただいた場合、1階の駐車場をご利用いただく来客車両との交錯を防ぐためにゲートが設けられております。通常時はゲートを閉めています、店舗の運営上、ゲートを開く必要がある場合につきましては、従業員等を配置いただいた上でゲートを開けるということで、設置者からの届出をいただいているところでございます。もし、1階の駐車場の利用車両が多くて満車になった場合は、屋上階の駐車場に誘導いただくということも検討をいただいていると、報告をいただいております。

難波委員 ありがとうございます。

加藤会長 基本的には1階の駐車場を使うんですか？

事務局 1階はコーナン商事株式会社が入居される場所ですので、コーナンを利用される方は主に1階を利用されるとお聞きしております。上新電機株式会社を利用される方も1階を利用される方が多い場合は、屋上階がすいていて、1階が満車になっている状況となりますので、場内でゲートを開いた上で、屋上階に誘導していただく方法も検討いただいているところでございます。

難波委員 検討ですか。決まってる話ではないのですか。

事務局 あくまで運用上のお話ですので、そういった形で配慮いただくということで、報告をいただいているところです。

花田委員 駐車場について、3つほどお尋ねしたいと思います。

まず、駐車場の台数、特別の事情に基づくということで、プロショップなので少ないだろうという見込みなのですが、ということは、建築業者などの車ということは、ちょっと大型

の車が来る可能性が大きいのかなと思うのですが、そのあたりの駐車場の配慮があるのかどうか、まず1点です。

次に、先ほど難波委員からもありましたが、いっぱいになったら、どこかに流すという場合には、警備員さんとか、そういう対応が必要かと思うのですが、そのあたりは計画ではどうなっているのかということ。常にここの出入口に配備するとかいうようなことがあるのかどうかということ、教えていただきたいのが、2点目です。

3点目ですが、先ほど塚本会長代理からありました、右折を避けるということで中央分離帯というお話もあったのですが、南津守の交差点で、右折で流すのが一番大切なところかなと思っているんですね。そのあたりの誘導はできているのかどうか。そこを南下してしまうと、右折入庫ということになってきますので、それがどういう対応になっているのかを教えてくださいたいと思います。

事務局 花田委員からご質問いただいた3点の事項について、回答させていただきます。

まず、コーナンさんの店舗については、プロショップという業態で設置者からお伺いしております。プロショップについては、業務用の資材であったりあるいは建築資材等の販売が行われるということで、もちろん大型車輛が入ることを想定はされますが、設置者からお伺いしている話では、軽トラックや小型車輛も入ってくるということで、特に大型車輛に関する記載は届出書の中ではございません。

2つ目の場内誘導に関して、届出書に添付いただいている交通に関する詳細資料で、交通整理員によって場内の誘導を図るといった記載がございますので、一般的には交通整理員の方がご担当いただいた上で、場内の誘導をされるということで報告いただいております。

3つ目の南津守からの入庫経路について、届出書において、経路等を来店者に知らせる方法といたしまして、インターネットホームページ、新聞折り込み広告等で案内経路図の掲載を行っていただくとともに、出入口に案内看板の設置をいただくことで、経路の誘導を図っていただくことになっております。南津守の交差点に看板等を設置して、そこで右折を誘導するという計画にはなってはおりませんが、基本的には南津守の交差点で右折をしていただいた上で、左折入庫で入庫いただきたいと、設置者からお届けをいただいております。

以上で回答を終わらせていただきます。

花田委員 南津守で右折しなければいけないと、車ははっきり認識できる状態ではないということですね。

事務局 今のところ、看板の設置についてはご報告いただいておりますので、右折せず

に直進される車両も想定されると思います。

加藤会長 直進した場合はどうなるんでしょう。

事務局 直進した場合は、一般的には店舗南側の南津守6南交差点を右折した上で、北西出入口を右折入庫する場合も一般的には考えられます。

花田委員 右折入庫になってましたか、そこ。なつてなかつたんじゃないですか。

事務局 原則は左折入庫をしていただく出入口となっております。

花田委員 ややですね、たぶん、計画と実際というのがそのところで、ちょっと齟齬を来すのではないかなという恐れがあるように思います。

加藤会長 道路は実際に、どのぐらいの車両がまっすぐ行って、仮に右折入庫した場合にトラブルが、交錯とか、そういう意味でのトラブルが予想されるかということなんですけど。

事務局 花田委員からのご指摘でございますけれども、当然、左折入庫がルールでございますので、こちらの案件に関する事前協議においても原則左折入庫ということで、関係各局と話をさせていただいているところでございます。

他の例でもそうでございますけれども、大きい交差点のところ、南津守の交差点のようなところに標識をつけることは、なかなか難しいこともございますので、一般的には今申しましたように、ホームページですとか折り込み広告でありますとか、経路を事前に周知をできるだけさせていただきまして、基本的に左折入庫でございますので、もし、北側の交差点で曲がらずに直進してしまいますと、左折入庫をとらない形になるのですが、もし間違っコースをとられた場合については、どこかでUターンしていただくなり、左折入庫できる路線にもう一回戻っていただいとということになるかと思っておりますので、事前につきましては、できるだけ周知に努めさせていただいて、左折入庫のとれる経路から入っていただくということで、考えているところでございます。

加藤会長 あえて言えば、そこを付帯意見の中に、もうちょっと具体的に盛り込むかどうかということだと思います。今ご指摘いただいた経路の周知ですかね。付帯意見案の中で交通安全や円滑な交通処理に努めるというところがあるんですけども、その前段に、“経路の周知等により”ですかね。そういうのが1つの付帯意見として有していただきたいというふうにするのか。

花田委員 北西の入口の右折がそんなに大変でないならば、今のお話ですと何とかかなるのかなと思うのですが。やっぱり、ちょっと懸念がございますので。今、会長がおっしゃってくださったように、付帯意見に何らかの形で入れておいていただければ、設置者も対応くださ

ると思いますので。ありがとうございます。

加藤会長 よろしいですか。

花田委員 はい。

事務局 ちょっと補足させていただきますと、先ほどの南津守の交差点を右折いただく車両につきましては、1時間当たり118台の来客があるということで、届出書のほうに予測していただいておりますので、1分当たり約2台が、北側から入ってくる想定としています。

加藤会長 念のために付帯意見のほうに入れてください。あと、確認ですが、先ほど特別の事情のところ、あれはホームセンターとか家具店ですね、この場合に、要するに駐車台数については軽減をするということなのか、ホームセンターの中でもプロショップだから、要するに類似店舗の台数をもって低く設定したのか。そのへんはいかがでしょうか。

事務局 今回はプロショップという業態で、さらに理由付けをしていただいているところですが、基本的には一般的なホームセンター業態を含めて、このような形で特別の事情に基づく必要駐車台数の算出というのも考えられると思っております。

加藤会長 いろいろご質問ご意見いただきまして、ありがとうございました。

この案件につきましては、特に住民からの意見書の提出はないということで、委員の皆様からもいろいろご意見をいただきましたが、後ほどの付帯意見の中にそれを盛り込むことにいたしまして、届出上は法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容になっておりますので、当審議会としましては、「当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しない」ものとして、取り扱ってまいりたいと思います。

ただし、新設後においても対応前の前提として行った調査、予測見地とかを検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適切な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。

当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

3点目としまして、先ほどご意見いただいたわけですが、特に来退店経路の周知を含めて、交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、周辺地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。

騒音レベルの予測において、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって、事業の実施にあたっては、周辺の生活環境の悪化防止等について、より一層の配慮を行うことが望ましい、等の付帯意見を申し添えたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

加藤会長 それでは、「当審議会における意見を有しない」ものとして、付帯意見を申し添えることにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議事の②「(仮称)西淀川区千舟複合商業施設」の新設に関する届出内容につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局 「(仮称)西淀川区千舟複合商業施設」の新設について、ご説明申しあげたいと思います。

本件は、西淀川区千舟1丁目59番の、JR東西線御幣島駅から450mのところ、スーパー及び衣料品等からなる複合商業施設を設置するとして届出があったものでございます。

店舗面積の合計は2,682㎡でございまして、設置者は大和情報サービス株式会社、小売店舗を行う者は株式会社平和堂、株式会社しまむら、株式会社セリア、株式会社メガネトップでございます。

用途地域は工業地域及び準工業地域となっております、平成22年12月28日に届出がございまして、大規模小売店舗の新設予定日は平成23年8月29日となっております。

前方スクリーンをご覧いただきたいと思います。敷地周辺の写真ですが、まず敷地南東側から北西方向を撮った写真でございます。建物は建設中でございます。次、敷地南西方向から北東方向を撮った写真でございます。次の写真は、敷地の南側に隔地駐車場がございまして、隔地駐車場の北側から南方向を見た写真でございます。

次に、施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図でご説明申しあげます。

駐車場につきましては、建物1階北西側に86台、自動二輪車用として1台が設置されておりまして、敷地南東側に隔地駐車場として26台、合わせて113台が設置されておりまして、

駐輪場につきましては、建物1階北西側に65台、原付用として11台、隔地駐車場側に22台、合計98台が設置されておりまして、

荷さばき施設につきましては、建物の1階西側に60㎡、廃棄物保管施設も同じく建物1階西側に設けられておりまして、保管容量は合計28.7㎡でございます。

以上申しあげました各施設の一覧につきましては、この表のとおりでございます。

次に、施設の運営方法に関する事項について、ご説明申しあげます。

小売店舗の開閉店時刻は、午前9時から午後11時までとなっております。

来客の駐車場利用時間帯につきましては、午前8時30分から午後11時30分となっております。

駐車場の自動車出入口は建物1階北西側駐車場に、入口は1カ所、出口が2カ所、隔地駐車場に出入口が1カ所、スクリーンのように設けられております。

続きまして、自動車出入口周辺の状況については、この写真のとおりでございます。まずは敷地の北西側から、入口付近の写真がこちらです。幹線道路から左折インで、南西側出口から左折アウトとなっております。

また、建物1階北西側駐車場の南側に隔地駐車場がございます。建物1階北西側駐車場から左折で出てまいりまして、右折でこの隔地駐車場に入庫する設定になってございます。隔地駐車場への誘導は、建物1階北西側駐車場が満車になった場合に交通整理員が誘導を行いまして、幹線経路へ左折アウトさせる計画でございます。

引き続きまして、荷さばきの時間帯は、24時間となっております。

次に、届出書の添付書類の概要について、ご説明申しあげます。

小売店舗における主に販売いたします物品は、株式会社平和堂は食品、日用雑貨、株式会社しまむらは総合衣料、株式会社セリアは日用雑貨、株式会社メガネトップにつきましては眼鏡でございます。

建物は、地上2階建てとなっております。店舗面積につきましては、1階に1,363㎡、2階に1,319㎡となっております。

次に、駐車場における必要台数についてでございますが、まず当店舗における各値から、指針に基づく必要駐車台数を求めますと112台となっております。これらの必要駐車台数に対しまして、設置台数は112台となっております。

また、来客の自動車の来退店経路について、入庫経路は北側の歌島橋交差点を經由して南下いたしまして左折で当該駐車場へ入ります。退店経路は、駐車場出入口を左折し、いったん南下いたしまして、北に行く車は大野川遊歩道の側道から北側に上がり幹線道路等をとおりまして各方面に分散していく退店経路を設定しているところでございます。

続いて、騒音関係について、ご説明させていただきたいと思っております。

施設に設置される冷凍冷蔵室外機の稼働時間は24時間で、空調室外機及び換気扇等の稼働時間は午前8時から午後11時までとなっております。

発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗周囲4方向4地点に予測地点を設定しており、各地点の写真はご覧のとおりです。

この4地点で予測した結果でございますけれども、昼間の午前6時から午後10時までの等価騒音レベルにつきましては、環境基準を満たす結果になってございます。次に、夜間の午

後10時から午前6時までの等価騒音レベルの結果でございますけれども、環境基準を満たす結果になっております。次に、夜間の午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の結果につきましても、すべて規制基準を満たす結果になっております。

続いて、廃棄物関係について、ご説明させていただきたいと思っております。

1日当たりの予測排出量が一般廃棄物 2.6m³、再生利用対象物 1.1m³、合わせますと 3.7m³に対しまして、保管容量合計は28.7m³になっておりまして、十分な保管容量を確保しております。

最後になりますが、本届出に関する大店立地法第7条に基づく住民等説明会、届出書の縦覧及び住民等意見書の状況についてご説明申し上げます。

住民等説明会は、平成23年2月24日に開催されまして、平成23年1月14日から平成23年5月16日までの4カ月間、届出書の縦覧及び意見書の受付を行ったところ、意見書の提出はなかったところでございます。

なお、本届出につきましては、本市関係局等で構成いたします「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要など交通関係や、騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や「指針」を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認いたしまして、市意見案につきましては「意見なし」との取りまとめを行っておりますが、付帯意見案といたしまして、1点目、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。

2点目といたしまして、当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

3つ目といたしましては、交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。

4つ目といたしまして、駐車場は主に建物北西側駐車場を使用し、同駐車場が満車になった場合は、交通整理員を配置したうえで出口③を使用し隔地駐車場へ誘導することにより、建物南側道路への負荷軽減に努めること。

との取りまとめを行っているところでございます。

続きまして、先日委員の皆様方から事前にご質問いただきました点について、設置者からの回答をお伝えしたいと思います。

まず、難波委員から次のとおりご質問をいただいております。「建物北西側駐輪場への自

転車の入庫経路及び歩行者専用通路の幅員を教えてください」。

こちらにつきまして、設置者に確認をいたしましたところ、次のとおり回答を得ております。前方のスクリーンをご覧いただきたいと思います。

建物北西側駐輪場への自転車の入庫経路につきましては、原則、歩行者及び自転車の利用を想定しており、原付自転車につきましては、駐車場出入口からの来店を想定しております。開店後、利用者の相互通行に支障をきたしている場合は、北西側から歩行者が入場し、南側から自転車が入場する等、出入口を分ける等の対策を視野に運営を行います。なお、歩行者専用通路の幅員は、北側が 1.2m、東側が 1.8m、駐輪場横が 1.5mとなっております。

次に、高室委員からいただいたご質問でございます。「届出書によると、出口③付近に交通整理員を配置するとしているけれども、開店時や繁忙時において他の出入口においても交通整理員を配置する計画はあるのか」。

こちらにつきまして、設置者に確認いたしましたところ、交通整理員につきましては、原則、繁忙時に敷地南側の箇所に交通整理員を配置するところでございますけれども、開店後の状況によりましては、敷地北西側の入口①、敷地西側の出口②、及び建物北西側駐輪場付近に交通整理員を配置して、施設内の駐車場、駐輪場の安全等を含めた交通整理に努めます。その回答を得ております。

報告については、以上でございます。

加藤会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見、先ほど難波委員と高室委員からの事前にあいただきましたご質問についてはご回答といたしますか、それをご確認いただければと思います。

難波委員と高室委員、よろしいですか。

難波委員 北側の幅員が 1.2メートルということですが、1.2メートルで、自転車と歩行者の同時の利用は、どう考えてもちょっと難しいのではないのでしょうか。恐らく自転車のお客様は、ここでおりて、自転車を押して歩くことは、なさらずに、自転車置き場まで、自転車を走らせて行かれると思います。

出入口を分けることを検討中といわれていますが、やはり 1.2メートルのところでは自転車と歩行者を同時に利用するというのは、ちょっと危険かと思えますし、南側からも歩行者と自転車が同時に利用するのですね。検討中ではなくて、前向きに出入り口を分けていただかないと、やや危険ではないかなという気がしております。以上です。

加藤会長 ありがとうございます。ほかの方、ご意見いかがでしょう。1.2メートルで歩行者と自転車、両方いくのは難しいんじゃないか。

難波委員 同時に利用されるというご説明を受けていますから、それはちょっと難しいと思います。

加藤会長 通常であれば、どうなのでしょうね。通常であれば別々にして、自転車が駐輪場へいく、ラインというか。

難波委員 そうですね。自転車は、恐らくこの奥の自転車置き場まで走ってこられると思います。歩行者と自転車の経路は分けられたほうが安全だと思います。

加藤会長 分けて。例えば自動車と一緒に。出入口ですね。

難波委員 そうではなくて。北側経路と南側の経路がございますので、北側を歩行者専用にするほうがよいと。南側の道は、私道で利用状況が事業所と、建売住宅があるので、一般の方が背後からここを歩いて買い物にくることはなく、やっぱりメインは淀川通からお客様がこられるのではないかなと思いますので自転車のお客様は、南から入っていただいて、歩行者の方は北から入っていただくように分けられたほうが、安全ではないかなと思います。特に、北側幅員が1.2メートルというのが、すごく気になります。

加藤会長 わかりました。大阪の常として、南側の自転車であっても、たぶん車の出入口と同じところからずっと入ってくるというようなことは、しませんか？

どうでしょう。設置者も対応していただく、検討中であるというご説明だったんですけど。

事務局 それは口頭でお伝えしたほうがよろしいでしょうか。もしくは、付帯意見等、ご対応いただいたほうがよろしいでしょうか。

難波委員 それは、この審議会で、皆様にお諮りいただいたらと思います。

加藤会長 いかがでしょうか。

塚本会長代理 私も全然気がつかないです。まさにおっしゃられるとおりでと思いますね。1.2メートルいうと、あまりにも狭すぎる感じで。そう言われると、近所にそういうスーパーがありまして、ちょうど1.2メートルぐらいのところ。自転車を押して、歩行者は歩いてという仕組みになってるのですが、しょっちゅう、自転車と人が交錯して危ないなと思っています。

これだけの距離があって、しかも駐輪場があそこにしかないのなら、あの北側のところ、自転車で走るでしょうね。そういう意味では、危険性が高い可能性があるので、私は付帯意

見したらどうかと思います。

加藤会長 設置者側、開店後にもしそういう問題があればということですが、あらかじめかなり交錯が予想されるので、付帯意見として、あらかじめ、この危険性に対して注意を促すということにしますか。

最後の具体的な文言については、ゆっくり考えさせていただくことにしまして、趣旨としましては、歩行者と自転車との交錯が予想されるので、要するに歩行者と自転車との分離ですね。出入口を分けるなどの対策を考えていただきたい。そのことによって安全を図るように努めていただきたい、そういう中身の付帯意見を付けることとします。

ほかに、高室委員、いかがですか。

高室委員 交通整理員をつけられるということであれば、問題ないかと思います。今回、完全に幹線に面したところに入口・出口があるパターンですし、大きな歩道があったと思いますが、歩道を通る歩行者なり自転車なりとの交錯を考えましても、ある程度危険なことは想定されるかと思いますが、そのあたり、繁忙時ということではありましたが、できるだけ状況見ていただいて、危険のないように、あるいは渋滞等のないようにしていただければいいとは思っております。

加藤会長 ほかに。よろしいですか。

いろいろご意見をいただきました。ありがとうございました。

この案件につきましては、意見書の提出はなかったということで、先ほど委員の皆さんからご意見をいただきましたが、その点は付帯意見のところで反映させることにしたいと思えます。

届出上の内容につきましては、法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容になっているということで、当審議会としましては、「当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しない」ものとして扱ってまいりたいと考えます。

ただし、付帯意見としまして、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。

当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、周辺地

域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。

駐車場は主に建物北西側駐車場を使用し、同駐車場が満車となった場合は、交通整理員を配置したうえで出口③を使用し隔地駐車場へ誘導することにより、建物南側道路への負荷軽減に努めること。

それから、先ほどご意見をいただきましたように、当該店舗の敷地内において、歩行者や自転車が通路を通行する際に交錯する危険があるので、歩行者と自転車の出入口を分けて来店者間の交錯を防ぐなど、通行の安全確保に努めること。以上の点を付帯意見に申し添えたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

加藤会長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、「当審議会における意見を有しない」ものとし、付帯意見を申し添えることにしたいと思います。

以上をもちまして、市長から依頼のあった、新設2件についての調査審議は終了し、市長に対する意見具申の文書をまとめることとなりますが、文書内容等につきましては、ご一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

加藤会長 それでは、ご一任いただき、必要な手続きを行ってまいりたいと思います。

これもちまして、本日の議事はすべて終了しましたので、審議会は閉会といたします。ご協力どうもありがとうございました。

司会 会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様方には、本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。これもちまして本日の審議회를終了いたしたいと思います。どうもありがとうございました。

閉 会 午前11時12分